

# 建退共加入・履行証明願の発行基準について

## 《発行基準》

1、加入・履行証明書の発行基準は、次のとおりとする。

(1) 共済手帳の更新について

- ① 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ② 共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。

ア. 加入後1年未満の者

イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない者

ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている者

(2) 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額が、(1)の被共済者に見合う額であること。この場合において、退職給付拠出額等の総額は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 電子申請方式において、当該共済契約者の負担又は他の共済契約者の負担により、当該共済契約者が雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ② 共済証紙購入額
- ③ 前年度から繰り越した共済証紙の金額及び元請から現物交付を受けた共済証紙の金額の合計から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

(3) 共済証紙貼付方式を採用する公共工事について（令和4年度から）

共済証紙貼付方式を採用する公共工事が工事施工高に含まれている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

2、工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていることを確認する。

3、支部長は、地域の実情を踏まえ、基準を強化し、又は緩和することができるものとする。支部長が基準を強化又は緩和した場合においては、支部長は、当該基準を公表するものとする。ただし、1(2)の被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額の基準の緩和については、下限を設けるものとする。

## 《審査要領》

- 1、「共済手帳受払簿」に記載されている加入状況、退職金請求状況等が、「共済契約者管理台帳」等により支部が承知している事実と相違ないことを確認する。
- 2、「共済手帳受払簿」等により、基準1（1）①に該当する（被共済者数に見合う共済手帳の更新数がある）ことを確認する。
- 3、基準1（1）①に該当しない事業主については、基準1（1）②に該当することを確認する。この場合において、基準1（1）②アに該当する者については「共済手帳受払簿」等により、基準1（1）②イに該当する者については出勤簿等により、基準1（1）②ウに該当する者については業務システムの履行状況画面により、その事実を確認する。なお、共済手帳の更新については、2年ごとの定期更新の手続が設けられたことから、定期更新の履行についても指導する。
- 4、基準1（2）の退職給付拠出額等の総額については、次のとおりとする。
  - （1）基準1（2）①の電子申請方式による掛金充当額については、業務システムの履行状況画面により確認する。
  - （2）基準1（2）②及び③の共済証紙購入額等については、「共済証紙受払簿」等の記載により支部が承知している事実と相違ないことを確認する。
- 5、基準1（2）の「退職給付拠出額等の総額が（1）の被共済者に見合う額」とは、退職給付拠出額等の総額が、被共済者数1人当たり78,120円（※1）を乗じた額（基準1（1）②アに該当する者については「加入後の月数に6,510円（※2）を乗じた額」とし、基準1（1）②イに該当する者については「労働日数に310円（※3）を乗じた額」とする。）以上であることとする。
- 6、基準1（3）については、必要に応じ「工事別共済証紙受払簿」の提示等を求めて、確認する。
- 7、基準2については、下記により、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は証紙の交付が適正に行われていることを確認する。
  - （1）「下請に行った電子申請による掛金充当額」を業務システムの履行状況画面により確認し、下請企業への電子申請方式による掛金の充当が適正に行われていることを確認する。
  - （2）「共済証紙受払簿」の「証紙購入額」欄及び「下請へ現物交付した証紙の金額」欄の記載により、自ら雇用する被共済者に貼付した証紙以外の証紙の相当割合（全部の場合を含む）が下請企業に交付されていることを確認する。その際、請負金額の最も大きい工事について、「建退共制度に係る被共済者就労状況報告書」（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む）の提示を受け、下請からの証紙交付依頼に対して適正な枚数の証紙を交付して下請が受領したことを確認する。
  - （3）支部への相談事例等により、当該企業が下請企業との間で証紙の交付や電子申請方式による掛金の充当に関してトラブルを起こしていないことを確認する。
- 8、基準3ただし書きの被共済者数に見合う退職給付拠出額等の総額の基準の緩和の下限は、上記5で定める「被共済者数1人当たり78,120円」に対し、「被共済者数1人当たり52,080円（※4）」とする。
- 9、上記7に該当する特別共済契約者については、「事務受託者番号」欄に記載があることを確認する（電子申請方式のみの場合を除く）。

※1～4 掛金日額が令和3年10月に310円から320円に改定されることから、※1～4のそれぞれについて、改訂以降は以下のとおり取り扱う。

※1 令和3年10月以降を始期とする決算期からは80,640円とする。

$$\text{掛金日額 (310円)} \times 21\text{日} \times 12\text{月} = 78,120\text{円}$$

$$\text{掛金日額 (320円)} \times 21\text{日} \times 12\text{月} = 80,640\text{円}$$

※2 令和3年10月以降分については6,720円とする。

$$\text{掛金日額 (310円)} \times 21\text{日} = 6,510\text{円}$$

$$\text{掛金日額 (320円)} \times 21\text{日} = 6,720\text{円}$$

※3 令和3年10月以降分については320円とする。

※4 令和3年10月以降を始期とする決算期を対象とするものについては53,760円とする。

$$\text{掛金日額 (310円)} \times (21\text{日} \times 2/3) \times 12\text{月} = 52,080\text{円}$$

$$\text{掛金日額 (320円)} \times (21\text{日} \times 2/3) \times 12\text{月} = 53,760\text{円}$$